北星論集(経)　第 48 巻 第 2 号（通巻第 55 号）　　March 2009

紹介

ユダヤ人資産の「アーリア化」に関する研究の進展
── ハロルド・ジェイムズの「アーリア化」関連第二著作を中心として ──(3)

山　口　博　教

目　次

１．はじめに
２．「アーリア化」に関するドイツにおける研究
３．H. ジェイムズの「アーリア化」関連第二著作の目次と構成
４．H. ジェイムズの「アーリア化」関連第二著作の紹介
（１）ナチズム期ドイチェバンク歴史検証委員会と著者による二つの序言
（２）新たな資料とジェイムズの取り組みの視点
（３）ドイチェバンクの組織とナチスとの関係
（４）「アーリア化」の諸問題
（５）1938 年以前のドイツ領内での「アーリア化」
①二つの時期における「アーリア化」の違い
②銀行業における「アーリア化」
以上前々号
③工業における「アーリア化」
④アプスの役割をめぐって
⑤ドイチェバンク諸支店の関わり
（６）ドイツ占領地での「アーリア化」とドイチェバンク
①オーストリア・クレディアンシュタルトとウィーナー・バンクフェライン
以上前号
②ベーミシェ・ウニオンバンクとチェコの銀行業
③ドイチェバンクとポーランドのクレディアンシュタルト
（７）その他の問題
①ユダヤ人所有の銀行口座
②ドイチェバンクの収益状況
（８）ジェイムズの結論
５．まとめ

（６）ドイツ占領地での「アーリア化」とドイチェバンク

②ベーミシェ・ウニオンバンクとチェコの銀行業

1938 年 9 月 30 日のミュンヘン協定とドイツ帝国によるズデーテンラント併合後，ドイチェバンクは 16 支店と厚い顧客層を持ちかつドイツ語を使用する一つの銀行を乗取った。それは，チェスカー・バンカ・ウニオン(Českā Bankā Union)，別名ベーミッシェ・ウニオンバンク（Bömische Union-Bank (BUB)）だった。この合併はライヒ経済省指揮下，ズデーテンラントにおける銀行業界再編の一部として遂行された。これに関するジェイムズの記述は，この銀行を中心にその他のチェコ銀行を含めてなされている。そこではドイツ以外の経済史家の著作とベルリン連邦文書館の資料が使用され，この間の状況は以下のようにまとめられている。(76)

併合後のチェコスロヴァキアはドイツ軍需経済を補足する重要産業基地となった。その

キーワード：ユダヤ系資産，「アーリア化」，ドイチェバンク

新たな潜在的生産力を引き出すため，ドイツの政策立案者達は所有権の再編を目論んだ。そもそもチェコはドイツのユダヤ人と事業持株に関係してきた多くの銀行の活動拠点であった。1930年代の大不況で，チェコ銀行業界は銀行による事業持株増加と銀行自体のオーバーバンキングという問題を抱えていた。それはドイツ側からみれば，チェコ経済を再編しドイツ戦時経済へ動員し統合する上で格好な餌食であった。またドイツ政府はミュンヘン協定後各銀行にズデーテンラントのユダヤ企業リストを送り付け，銀行が「アーリア化」を進めるよう要求した。なおドイチェバンクは同地と「ボヘミア・モラビア」における産業構造及び主力会社の性格について，詳細なガイドを準備していた。

またドレスナーバンクも帝国進出の意欲をむき出しにしていた。1938年7月25日に同行ドレスデン支店長ラインホルト・フライヘア・フォン・リューディングハウゼン（Rheinhold Freiherr von Lüdinghausen）がズデーテンのドイツ人ビジネスマンとの会合を組織した。これにはドイツ語を使用するチェコ二大銀行，BUBとベーメン割引会社（Böhmische Escompte Gesellschaft（Bebca））が入っていて，チェコ銀行制度を「アーリア化」する可能性について議論が行われた。

1939年3月15日のドイツ占領後「アーリア化」は，ドイツの優勢さを確立しチェコ産業をドイツ化するための明白な方策となった。というのはチェコ産業界と政府がドイツの政策に対してしだいに敵対的声を出し始め，またユダヤ人資産押収のための基準を要求したからである。ドイツとチェコの間で占領をめぐる基本概念上の衝突が生じ，このことはチェコ領域におけるユダヤ人政策を残虐なものとする結果となった。

ドイツの支配を確立する過程でドイツの政治的権威者が究極の推進機関であったことは間違いなく，さらにドイツの主力銀行，特にドイチェバンクとドレスナーバンクが重要な役割を果たした。その動機についてジェイムズは三点を指摘している。[(77)]

第一に，競争圧力が生じた。特にドイチェバンクは，軍事政府と党がドレスナーバンクを不当に優遇しているとの不平をたえずもらしていた。

第二に，銀行は政府が約束した税制上の特権と補助金によって駆り立てられた。

第三に，領域拡張の独自力学が作用した。ドイツ諸銀行がチェコのビジネス関係を確立すると，ドイツ帝国主義の最前線でイデオロギーに駆り立てられた若い経営者達が機会と名声を求めて独自の主導権を発揮し始めた。その結果自発的アイデアはベルリンの執行役員からではなく，銀行役員階層の中間段階から出されることになった。またこの動きは，SS上級幹部ラインハルト・ハイドリヒ（Reinhard Heydrich）がプラハに来た後1941年9・10月に行われた占領政策の根本的転換と合致していた。

なお個別分析に入る前にジェイムズは，一つの問題を出している。それは，ドイツの銀行はなぜ商業上あまり重要とは言えず，また弱小なチェコの銀行を乗っ取ったのか（ドレスナーバンクがBebca，ドイチェバンクがBUB)。なぜ強大で魅力的なジヴノステンスカー・バンカ（Živnostenska Banka）ではなかったとのか，という問題である。これは政治的問題であって，当局がチェコビジネス界との協同作業が必要と考えたためであった。というのはベルリン諸銀行がユダヤ人大規模所有下にあるプラハの銀行を買収するだけで，ドイツの利害は確保されると見られていた。このためジヴノステンスカー・バンカは手をつけずに残しておかれたのであった。さらにドレスナーバンクとコメルツバンク双方がこの銀行のユダヤ人所有株を購入しようとしたが，ライヒ保護局（the Reichsprotector’s office）がこれを阻止したことも紹介されて

いる。[78]

・銀行の資産移転と資本組み換え

ミュンヘン協定後ドイチェバンクはBUBの16支店を買収したが，当初関心を持っていたのはより規模が大きく成功を収めていたBebcaであった。この支店買取りをドレスナーバンクに決めたのは，ドイツ銀行監督官のフリードリヒ・エルンスト（Friedrich Ernst）であった。また新地域銀行の業界再編を説くズデーテン・ドイツ地域銀行監督官顧問ヴォルフガング・リヒター（Wolfgang Richter）もついていた。

またこの背後でドイチェバンクがもつ国際ネットワークが生かされていたことをジェイムズが紹介している。当初アプスは，BUBにユダヤ人顧客が多くかつ繊維産業と貿易企業に重点が置かれているとの印象を持っていた。しかしオランダの仲介業者からの電話きっかけにして，同行がチェコの陶器とセラミック業界とも関係が強いこと，またガラス，鉱山，化学，カオリン，金属，羊毛，製紙，印刷業界等の産業持株をしていることに確信を持つにいたった。

ところでドイチェバンクは，ミュンヘン会談前にすでにチェコの銀行と接触をしていた。当時同行のレーズラーとアプスは，プラハにあるドイツ農工銀行（Deutsche Agrar- und Industriebank（DAIB））のヴィクター・ウルブリヒ（Victor Ulbrich）と交渉を始めていた。1938年10月14日にこれらの銀行のズデーテンにおけるビジネスをドイツが買取るため，銀行監督官はドイチェバンクがBUBとDAIBと交渉することを承認した。[79]

・ドイツ農工銀行（DAIB）

まずドイツ農業銀行が，1912年にオーストリア・ドイツ農業銀行（Deutsche Agrarbank für Österreich，本店プラハ）として設立されていた。オーストリア政府証券保有を大規模に行っていたために第1次世界大戦で大損失を被った。1925年に行われた財務改善は成功せず，チェコ政府の補助金で命脈が保たれていた。ドイチェバンクは同行の役員会と二人を除くほとんどのスタッフ・メンバーが「アーリア」系であり，またユダヤ人顧客との取引はわずかであったと見ていた。

またドイチェバンクのレーズラーの記録によると，この銀行はドイツ的性格を持ち，またズデーテンドイツ党と良好な関係を維持していた。先に挙げたウルブリヒは，義理の兄弟がナチ党の外国組織メンバーであった。レーズラーは彼に対して，自己組織とチェコの銀行業務を用いた協力をすることを条件に，ズデーテン・ドイツビジネスにおける主要ポジションを約束した。[80]

この銀行の最大株式はドイツの管理下にあるスイス所在機関，シャッフハウゼンのアグラリア資産管理会社（Agraria Vermögensverwaltungs AG Scahffhausen）が所有していた。同社は1930年代に設立され，ライヒ領域外のドイツ人に対する秘密の支援組織として展開した。35年にはプラハにあるドイツ・クレディアンシュタルトの清算に参加し，これを吸収した。またチューリッヒのヴェーリバンク（Wehrli Bank）が少数株を保有していた。

ドイチェバンクは新たな資本投入手段として「封鎖マルク（blocked marks, Sperrmark）」獲得のため8万ポンドを使用することを提案した。[81] そして大不況中に救済目的で設置されたチェコ国家の預金が，グラーブとプラハの不動産譲渡により支払われることになった。これは，名目では国家預金3千万チェココルナ（CKr）を丁度超える額であり，「スイスの」所有者はこれによって株式名目額の50％を補償された。この見返りとして，DAIBはドイチェバンクに対してそのズデーテン支店を譲る手はずになった。（支店名は省略）またチェコの諸支店はチェコ銀行に売却されるが，もっぱらドイツ人顧客を相手とする銀行として自立した存在を保つように考えてい

た。この結果ドイチェバンクは DAIB のズデーテンにおける 28 支店を閉鎖することをやむなしとした。それはチェコでビジネスを円滑に遂行する代償であった，とジェイムズは説明している。(82)

またこの他にズデーテン諸支店のユダヤ人債務者に代表された資産に対する国家保証，が 47 万 RM あった。資産転送の最終交渉はプラハで，1939 年 3 月 7 日と 8 日に行われた。当初の案は，チェコ・ナショナルバンクが DAIB の不良債務をカバーすべく，ドイツ・ゴルトディスコントバンクとライヒスバンク支店が封鎖マルクで交換予定のイングランド銀行資金を 8 万£へ引き上げることを予想した。しかし 1939 年 3 月 15 日ドイツ軍のチェコ侵攻後，イングランド銀行がチェコ口座を封鎖したために，その実現は困難となった。この結果ドイチェバンクは，ライヒ経済大臣主導下でゴルトディスコントバンクとの協定をもとに複雑な案に沿って動いていった。この案では，ドイツのユダヤ人国外移住者から外国証券を，ゴルトディスコントバンクが提示する利率（ 6 %）をわずかに上回る割増金（6.1 ないし 6.2%）付きで買い取る計画だった。

ドイチェバンクは各支店に回覧文書を出し，ユダヤ人大口顧客の状況調査を要請した。その結果大規模支店は，買取り可能な 10 万 RM を上回る証券口座をもつユダヤ人顧客リストを用意した。さらに同行主任エコノミストであるシュミット（E. W. Schmidt）がベルリン，フランクフルト・アム・マイン，ブレスラウ，マンハイムなどの大ユダヤ共同体をもつ都市の有力者に接近して，ユダヤ人不動産の売却について打診を行う妙案を考え出した。これらの資金の総計をチェコスロヴァキアへの転送に利用しようとしたのである。1939 年 3 月以降政治状況は変化したが，送金問題はドイツ通貨同盟まで維持され，1940 年 10 月に「ボヘミア・モラビア保護領」が宣言された。

1939 年 10 月までに 89 のユダヤ人の「移住口座」（3,549,770 RM）と 76 の株式ポートフォリオ（8,371,331.95 RM）が，このような方法でポンドへ転換された。 8 万£のうち 6 万 2 千£が使用されたのを皮切りとして，英国ポンドが国外移住者へ支払われ続けた。 8 万£は 15,782,000 RM を得るために使われ，このうち 11,639,439.23 RM が DAIB へ，4,142,477.04 RM が BUB へ取り込まれた。

以上，DAIB に関する件は 1940 年 11 月の初めに片が付けられた。資本金が 3200 万 CKr から 1600 万 CKr へ引き下げられ，1939 年 1 月 1 日付で BUB と合併させられた。

・ベーミシェ・ウニオンバンク（BUB）

BUB は 1872 年に創立された。この銀行は，bebca や他のズデーテン緒銀行とともにドイツ的性格を持ち，多くのユダヤ人顧客と従業員，経営者を伴う実態があった。ズデーテン諸支店の買収は 1938 年 11 月から実質的に開始され，ドイチェバンクは 23 店舗を買い取った。それらの資産と負債はドイチェバンクへ移転されて，BUB にはわずかの有力顧客しか残されなかった。

プラハの銀行からの分離は複合的な金融操作を伴った。繊維とガラス産業という最重要産業分野と関わる支店の喪失は BUB の収益性に重大な結果をもたらした。ジェイムズはドイチェバンク歴史文書館資料から，この銀行がこのために最良の企業を失い「破滅的状態」に追い込まれたことを紹介している。(83)

他の問題は絶えず新国境を越えた取引をする支店の要求であり，為替管理の課題であった。多くのユダヤ人顧客がドイツから逃げ出し越境した。BUB はユダヤ人債務者に対するドイチェバンクの請求を補償したが，これは 4 千万 CKr に上った。また買収はベルリンにある財務局事務所との合意を必要とした。資産と負債の帳簿転換には異なる利率が適用

された。チェコまたは他の外国人外為ディーラーが関わらない場合には，預金者と債務者には1チェココルナにつき12ペニッヒのレートが適用された。外債を含む他の債券には8.6ペニヒとなり，ズデーテンラントから逃亡するユダヤ人は「外国人」と見做され，不利なレートが使われた。

1938年12月2日の布告は，ズデーテンラント在住ユダヤ人に資産登録を義務付けた。これは11月9日のポグロム（虐殺・迫害）に継ぐドイツ国家によるユダヤ人資産略取過程へつながった。多くのユダヤ人が資産をチェコスロヴァキアへ転送しようとした。欧州での開戦後には，管理はさらに強化された。

転送された資産について銀行側からドイツ金融当局への報告の必要性について両者間でやり取りが行われ（内容省略），1940年1月13日にライヒ金融大臣は次のことで合意した。それは3万CKr以下の移転分は税務当局への報告を義務付けないが，「保護領内の債権者口座」は登録を義務付けることだった。ボヘミア・モラビアは1940年10月までに関税同盟によりライヒにリンクされた。ただし所有権を通して実質的にはその前の段階で，銀行システムは保護領経済に結合していた。以下では，BUBの個別ケースについてジェイムズの説明が行われていて，これを以下で紹介する。

ドイツ当局の思惑とは別に，ドイチェバンクはドレスナーバンクと共同して，チェコの銀行業についての新プランをチェコ侵攻1日前の1939年3月14日にライヒ経済省へ送っていた。それによると，チェコの各地域銀行は遅かれ早かれドイツの銀行が資本参加し，多くの機関は，人種的理由と支払い不能のため消失するであろうとみられていた。[(84)]

ドイチェバンクはボヘミア・モラヴィアではBUBと共同作業を続けた。BUBの買い取りについては，この銀行のカヴァン博士（Dr. F. Kavan）が準備をした。ヴルター・ポーレ（Walter Pohle）がプラハに現れたのは1939年3月13日であった。自らをドイチェバンクの「秘密代理人（confidential agent）」と呼び，金融上の諸要求について交渉を開始した。その時点で政治状況は変化し，プラハのチェコ政府はスロヴァキア分離主義に先制攻撃を仕掛け，政府自体を解散させた。3月11，12日にはブラチスラヴァ等で市街戦が生じた。13日にヒトラーは盟友でスロヴァキア分離主義指導者のジョセフ・ティソ師（Father Josef Tiso）をベルリンへ呼び出した。14，15日になると銀行危機が発生したため，BUBは銀行閉鎖を余儀なくされた。[(85)]

この事態に乗じてポーレとそのライバルであったドレスナーバンクのラインホルト・フォン・リューディングハウゼン（Reinhold von Lüdinghausen）は，BUBを早期に「アーリア化」する圧力をかけた。ポーレは直ちに「ゲシュタポに守られながら」[(86)]ユダヤ人取締役を解雇し，ドイツ国籍を持つヨーゼフ・クレープス（Joseph Krebs）を新頭取に指名した。また監査役18人を集団解雇し，新役員会に残留したのは4人だけとなった。前頭取のオットー・フロイント（Otto Freund）はドイツ警察に逮捕され，申し立によると監獄で自殺したことになっていた。ポーレは1939年6月に監査役会の「非アーリア人」役員を排除したと宣言したが，917人の従業員中38人は依然ユダヤ人であるという報告も行っていた。

ライヒ経済省の要求もあり，ドイチェバンクはドイツ政府の決定に沿いBUBの再編を図った。そして同年7月「アーリア人証明書」付きであることを保証した。このための方策についてもジェイムズが紹介している。まずドイチェバンクはBUBの財務諸表上の損失を大きく見せかけた。次にその株式多数を取得することを可能にするため，資本金を10分の1に引き下げた。1939年3月の時点では，BUBの名目資本金は1億5千万CKr（1株200 CKrで75万株）であった。そのうち10万

株がロンドンの英国オーバーシーズバンクに，7万292株がベルギーのソシエテ・ジェネラールに，13万株を自社株に，8万株がBUB管理下でペチェク砂糖会社に所有されていた。残り26万4千株はドイツ保護領の居住者，また10万6千株がズデーテンラントとオーストリアの居住者の手にあった。同年5月には，「非アーリア人」の手にあるのは3％とポールのドイチェバンク宛の手紙の付随文で報告されている[(87)]。

ズデーテンのドイツ人所有者は，株式を名目額の20％で購入した。ドイチェバンクはロンドンとベルギーの銀行から株式購入を試みたが失敗し，その代わりにBUB管理下の21万株を買取った。そして1939年12月に臨時株主総会が開かれ，10分の1の減資に合意を与えた。ドイチェバンクは2千株とさらに追加で6,100株を所有した。また85,448株が信託勘定に置かれた。カヴァン博士は1,449株がBUBの財務に通じた諸個人の手にあると主張したが，ポーレはそれに対し次のような返答をしたという。「これらの人物は，――1939年12月の株主総会でゲシュタポ及びそれに近い人物で，代表者となるたことが確実になっている。自分たちの力を誇示することを十分考えなければならない」と[(88)]。ジェイムズはポーレが総会の席上保護領を超えた領域で経済と金融を再編する野心を表明し，ドイツ当局やベルリンの銀行本部とも衝突したことを記している。

ともかくまず，ドイチェバンクはBUBを商業銀行に戻し，その事業持株を売却することを求めた。理由はBUBが元来事業持株会社として組織されていたのではなく，大不況下にそのようにされたという議論にもとづいていた。このためズデーテンラント掌握後，その事業持株はドイチェバンクへ売却された。またBUB本体の商業銀行業務は不況で蝕まれている上，1939年末においても多くの下級ユダヤ人従業員を抱えていた。また預金・貸出と資産取引の相手はドイツ系とチェコ系のユダヤ人であった。これらの事態がこの銀行の存続自体を危ういものにしていた。

このため，先に述べた10分の1の減資後に，1億CKrの増資(21万2500の新株発行)が額面の25％で行われることになった。これは1940年1月18日のライヒ経済省の承認を得た後，ユダヤ人所有者を排除して実行された。この結果ドイチェバンクは，個人銀行デルブリュック・シックラー商会の支援を得て，株式7674万CKr分（BUB発行済み株式の74％)を取得した。その後1942年に再び増資をしてウィーンのクレディアンシュタルトが少数株保有のため参加した。1943年時点でBUBの持ち株比率は58％へ低下したが，過半数を維持した。ドイチェバンクはユダヤ人所有株式を株価の11％で買い上げる許可をライヒ経済省から得ていた。

銀行の新役員はドイチェバンクから派遣された。主要人物はポーレであった。彼は31歳と若く，ドイチェバンクに来る前はライヒ経済省で雇用されていた。アプスとはアドラー・オッペンハイム社の「アーリア化」で協力し，プラハの仕事が終了した後ドイツで銀行役員の職が約束されていた。もう一人は，ザールブリュッケン支店からきた，年配の前ドイチェバンク役員マックス・ルードヴィヒ・ローデ（Max Ludwig Rohde）であった。

なおこの項目の記述の最後に，ジェイムズはBUBの再編に関わったドイチェバンクとライヒ経済省間にあった補助金交付をめぐる協約問題を取り上げている。ドイチェバンクが当初それを要求したが，BUBの収益回復後に税制上の優遇処置と引き換えに返上した。銀行経営上の自由を確保し，またBUBがライヒ管轄下にあるとの評判を避けるためであった。さらにはドイツの領域拡大に伴うドレスナー銀行との国家支援度をめぐる角逐もあったが，これらの点については原稿枚数の関係で省略する。

・チェコ企業の「アーリア化」

BUB の損失は大規模になるという懸念が生じたが，これはナチ党とズデーテン民族主義者が BUB 資産剥奪の手段として「アーリア化」を利用するのではないかとの不安によるものであった。具体的に見るとライヒ食料省は，1939 年にトロッパウ砂糖工場（Troppauer Zuckerfabrik）の掌握を要求している。また 4 ヵ年計画遂行当局は，1940 年に BUB 所有下にあるボヘミア精銅工業（Kupferwerke Böhmen）を買収した。後者は銅，ニッケル，青銅，また特にアルミニウム製造企業であり，1938 年から 1940 年の間は利潤が激減していたものの軍需品生産では大きな期待がもたれていた。

また大不況時に最も困難に陥っていたのが繊維産業であり，BUB はこの分野で多くの会社と結びついていた。このため「アーリア化」された場合には貸出額のすべてが償却される恐れが生じた。1941 年の会計監査で「非アーリア」企業と分類されたヘルマン・ポラック子息社（Hermann Pollack's Söhne）は，トュリューバウを本拠地とした紡績・紡織会社であった。本店とシュレージエン店では小規模ながら収益をあげていたが，主要な損失をズデーテンラントとウィーンで出していた。融資銀行は BUB と Bebca であった。株式の 40％は持株会社であるポリサムプレックス社（Polysamplex GmbH）とパルティツィパ社（Participa AG― 2 銀行に所属）が所有していた。残り 60％は「最後のユダヤ人」グレードル（Grödl）に属していた。しかし BUB と会計監査（士）によると，1939 年に「外国居住地へ移動予定資本の没収」協約の結果，彼は株式を喪失した。しかしライヒ保護領域局の意見ではこの取引は当局の承認を得ていず，また最終的な協約も交わされていなかった事実をジェイムズが紹介している。また逆に中小企業では，党や大管区（Gau）関係者の承諾を得て，過小評価された金額で資産売却を行ったケースもあったという。(89)

BUB はまたケーニギンホーフ（Königinhof, Dvůr Králové）で 1920 年に設立された M. B. ノイマン連合織維・捺染会社（M. B. Neumann's Söhne Union-Textilindustrie- und Druckfabrik AG）の全資本を 1924 年から保有していた。この会社は当時無配で，1936 年には 1/2 まで減資をし，銀行が救済融資を行っていた。同連合企業から切取られたオストメルキッシェ紡織・捺染会社も（Ostmärkische Weberei und Druckerei AG）同様であった。その主力製品工場はホーエンエムス（Hohenems）に置かれ，本社はウィーンにあった。工場は 1800 年に「皇室ご用達品納入業者」W. J. レヴィ（Wolf Josef Levi）が創設し，1841 年の倒産後ローゼンタール（Philipp and Josef Rosenthal）の手に渡った後 1916 年にボヘミア企業である M. B. ノイマン社へ引き継がれた。1938 年にノイマンの二つの企業は切り離され，オーストリア企業は 1939/1940 年に売り上げを急落させた。しかし国防軍用の綾織厚地綿布，ベッド用シーツ，麻袋の生産を開始した。

BUB は購入者を探し，ベルリンの繊維貿易新聞へ広告を掲載した。1941 年 8 月にはホーエンエムザー紡織・捺染会社と社名変更が行われ，12 月ヨーゼフ・オッテン（Josef Otten）が 728,832 RM で購入し，1,172,293 RM の銀行負債を引き受けた。このうち 521.530 RM は直ちに払い込まれたが，残りは 4 年間以上未払いとなった。購入価格も一部には金利未払い分も含まれ，10 万 RM を限度とした BUB の支払い保証が付けられた。その条件は，新ビジネスの利益が出た場合にオッテンないしドイチェバンクが収益を受け取るというものであった。ただし，若干の株式は BUB の手中になく，二人のユダヤ人の手にあった。オッテンは繊維業家系の出自で，繊維業グループを監督するライヒ経済省事務官であった。また 1939 年には，絹・人絹・セ

ルロース担当副監督官となった。(90)

このケースの特異性は,取引が通常の「アーリア化」でなかったことである。そもそも1938年まではBUB自身が「アーリア化」されていなかったし,またこの会社の「ユダヤ系企業としての長い歴史」のためであるとジェイムズは見ている。この企業がユダヤ系かどうかという議論は1941年にも蒸し返され,1942年6月にJ.オッテン・ホーエンエムザー紡織・印刷会社へと,再度社名変更が行われた。そして1943年2月にドイチェバンクの役員が同社を訪問し,買取り価格を再計算した。その結果1944年10月に貸出金がBUBからドイチェバンクのフリードリヒスハーフェン支店へ転送された。

このようなホーヘエンムザーの戦時中の売却は,戦後特異な法的状況を生み出した。オッテンは第三帝国での不当な政治利益を利用し,競争相手からドイツ人のアウトサイダーとして不信を買ったことで逮捕され,1945年から1947年まで収監された。1952年にオッテンは追加の200万シリング支払い清算することをBUBと合意した。しかし支払いはプラハへ送られたのではなかった。スイスに居住するBUB代理人であるF.F.フォン・クビンスキー(Friedrich Freiherr von Kubinnsky)に支払われた。ドイチェバンクは1960年代に,本来はBUBから与えられた与信額を再要求することを試みた。そしてフリードリヒスハーフェン支店へこれを転送した。これらについてジェイムズは最後に次の結論を下している。「この件は,いかに多くの売却が『アーリア化』とみなされていたかというだけではなく,── ナチ期も戦後復興期のやり取りの中でもBUBとドイチェバンクがいかに密接な関係を持っていたか,ということを示している。(91)」

他にBUBが仲介機関として繰り返し行動した。その一例としてペチェク砂糖工場(Petschek sugar works)が取り上げられている。これはBUBとの間で相互株式保有をしていたが,農業協同組合の蔗糖製作所(rural sugar factories, bäuerliche Rohzuckerfabrik)へ部分的に売却された。受け取り代金は,さらに多くの工場取得のために使用された。またテプリツ製鉄所(Teplitzer Eisenwerk)などの主要会社を含むズデーテンラントのユダヤ人資産の売却は,ドイチェバンク・ライヘンベルク支店を通して取引された。(92)

これらの取引方法についてジェイムズは以下にまとめている。保護領でのユダヤ人資産買収に必要な資金のほとんどは,ドイツから持ち込まれた。ドイチェバンクは国内支店に,売却チェコ企業のリストを回覧させた。1939年10月中旬までに134社が候補となった。買収価格は外貨表示され,これはゴルトディスコントバンクによりわずか6%の金利で提供された。さらにBUBは,ドイチェバンクの支店ごとに分配するためドイチェバンクにより乗っ取られる可能性のある会社のリストを送っていたこと。(93)(事例省略)

またジェイムズは,民間購入者が関わったいくつかの事例を取り上げている。ギュンター・クヴァント(Günter Quandt)が1939年から1941年の間に,必ずしも「非アーリア」企業ではないものも含めて好都合な価格で買取っていたこと。マンネスマン社も同様に,BUBを通して金属圧延工場(Metalwalzwerk),ブラチスラヴァのグラバー会社(M. Graber & Sohn AG)等のユダヤ系企業をいくつか買取っていたこと。

さらにSSに売却され「アーリア化」された企業もあった。ノイローラウ(Neurohlau, Nová Role)のボヘミア陶器工場(Bohemia ceramics works)であり,ペチェクのプラハ投資・銀行商会が所有し,資産の一部はドイツにも置かれていた。1940年にBUBによりSSへ売却された。この会社は1922年以降無配であったが,財産目録は巨額であった。こ

のため購入価格は莫大になることをドイチェバンクも見込んでいた。1939年8月初めに交渉が始められた。会社は銀行にかなりの負債を負っていたため，借入額を半分に引き下げた。損失はドイチェバンクとドイツ政府が分割して負担した。SSにとっての最大の魅力は，SSに俗受けしたデザインで高級陶器を製造する能力であった。製品の5％はヒムラーの命令により蓄蔵され，SS関係者への贈答品とされた。1942年になると軍需品製造へ向けられた。SS経営は，ドイツのアラッハ・ミュンヘン製陶社（Porzellan-Manufakutur Allach-München）で行われ，その労働力にはダッハウ強制収容所の囚人の一部が試用された。この会社は戦争末期にSS管理下で営業された巨大経営帝国の一部となったと，ジェイムズは結論付けている。(94)

・ユダヤ人口座と資産及び貴重品保管

BUBは1938年9月以前に「アーリア化」の経験を積んでいた。3月のチェコ併合直後に「アーリア化」されたウィーンのローゼンフェルト銀行商会（Bankhaus Rosenfeld & Co.）の多数株を持っていた。ジェイムズは，W.ポーレが1939年の夏にドイチェバンクのユダヤ人株を買取るためこの銀行を使うよう示唆していたことを紹介している。それは，ドイツ農工銀行（DAIB）を買取り融資するための閉鎖マルク利用キャンペーンの一部であったという。しかしそのときまでにドイチェバンクは最大限の封鎖マルク転換を済ませていた。(95)

またチェコ政府の側でも外国資産を流動化することを試み，銀行の金庫を開錠するよう指示していた。その目的は市民が外国資産を引渡すという愛国的な義務を果たすよう，説得することであった。占領後の5月25，31日にユダヤ人の金庫が開錠され，資産目録が作られた。チェコ通貨は，「非アーリア口座」へ移され，貴金属は金庫にラベルを貼られた上で保存された。

ユダヤ人口座の管理は，占領政府が交代し1941年秋から始められたユダヤ人の強制移送以降，ゲシュタポと関わる大規模な犯罪的行為を生み出した。同年9月27日，上級司令官R.ハイドリヒが「ボヘミア・モラヴィア保護官」を引継ぎ，新領域のドイツ化を進め，エミル・ハーハ（Emil Hắcha）政権下にあるチェコの政府権力を削ぐことを使命としていた。また11月24日占領軍当局は，チェコ・ユダヤ人をテレージエン（Theresienstadt, Theresien Trezĩn）に移送させた。

この強制移送は金融上の意味を持っていた。BUBを含めた諸銀行は，「ボヘミア・モラヴィアにおけるユダヤ人問題解決中央事務所」(96)が用意した番号リストを渡された。この中でチェコのユダヤ人は登録番号を与えられた。名前の後にある強制移送者番号が付くまで，銀行は口座に関する対応を取らないよう指示された。そしてこの二つの番号が付いた名前が現れると直ちに，対応する口座へ強制的に転送された。1941年10月12日の指令で，「ボヘミア・モラヴィア移住ファンド」が強制移送者リストに載せられたユダヤ人口座を管理することになった。主要移住ファンドの口座はベーミッシェ割引銀行（Bömische Escompte Bank）が所管し，他の銀行はこの口座に資産を転送するよう指令された。しかしBUBもこのファンドへ二つの重要な口座を開いていた。この口座は，特に中小企業の「アーリア化」された資産転送の一部として支払われた利益を管理した。

強制移送されたユダヤ人が貴重品保管庫に残した宝石等の貴重品・美術品・貴金属は，ドイツの商事会社ハデガ（Hadega）に売却された。BUBは3億6450万CKrの価値を持つユダヤ人資産を管理した。

ゲシュタポは銀行に対し強制収容所で死んだユダヤ人の資産を報告し，また彼らに都合の良いように口座を閉鎖することを命じた。1943年11月銀行の「不特定預金」（一覧払い

勘定)は94億358万4千CKr(9,400万RM)であった。これは(「解決済み」すなわち「殺害された」ユダヤ人の)「国外移住者資金」と「強制移送者勘定」，さらにテレジン強制収容所の「ユダヤ人自治管理資金」を含むものであった。これにテレージエン自治管理用の二つの資金を加えると，テレージエン犠牲者の保管金(Deposit)は総計9億800万CKrとなったという。これらを踏まえてジェイムズはこの項目では以下の結論を下している。(97)

BUBが主要な業務をナチズムによる犠牲者の資産管理を，ドイツ国家の利益のために行っていたこと，この資産の真の所有者は，ナチス大量殺人により犠牲となった被害者であると。

・中欧の工業再編

ドイツ占領下の東欧の再編は，国有企業でありながら民間融資を受けた巨大持株会社「ヘルマン・ゲーリング」帝国工場(Reichswerke “Hermann Göring”)の手によって主導されたとジェイムズはみている。(98)この工場へ関与した銀行は最初からドレスナーバンクであった。ドイチェバンクは，このような一方的な恩恵とえこひいきに対して繰り返しまた執拗に不満を表明した。ズデーテンラントと保護領における大規模取引は，ドイチェバンクを避けていると。主力工業コンツェルン—ヴィツコヴィツ鉱山・製鉄会社(Witkowitz Bergbau- und Eisenhüttengesellschaft，ロンドンとウィーンのロートシルト家が3/4を所有)，シュコダ(Škoda)，ブリュンナー武器製作工場(Brünner Waffenwerke)—が経済省を経由して帝国工場へ売却されたが，この取引はドレスナーバンクを通して行われた。

しかし1940年にBUBはやっとヴィツコヴィツの預金設定という形で，取引関係を持つことになる。最初にBUBは二つのチェコ系会社を乗っ取るため，対帝国工場信用の20%を確保した。売却に伴う資産転送は，戦後新秩序に向けた占領欧州の戦時再編戦略の中心であった。この売却は取引を恒常的なものとしたが，同時にその後解決に数年を費やすことになる法的困難をもたらした。しかしともかくヴィツコヴィツの帝国工場への資産移転は，10年更新という契約で1942年に行われた。

ただこの取引方法は把握することが難しいことを，ジェイムズが以下の叙述を踏まえて述べている。というのはこれが几帳面な合法性と正当な手続きを踏んでいるという主張の裏に潜む深水面下で，悪徳と犯罪との奇妙な複合体でもあると見なすからである。例えば占領欧州においてはしばしば激しく損傷した株券を見つけて転送し，賠償金と占領勘定を含む所有権移転の登記するためにどれだけの時間と注意力が費やされたかは，歴史家にとっても驚く程であるとみている。また戦争期間中の新秩序に合法性を与えるため，銀行特使がパリからベルリンまで封印されたスーツケースをもって何度も往復していた。このように一方での正確性・馬鹿正直・秩序の維持と他方での人間性及び道徳の無視・否定とを結合することは，ナチ独裁制に纏わる制度上必要とされる行為と取引を特徴付ける特異性であると。(99)

1940年6月22日，ゲーリングはライヒ経済相フンクに「ライヒ参加地域と占領地域の大ドイツへの統合」を命じた。目的は「ドイツ指導下の欧州経済圏を構築する」ことであった。また再編計画の一環として欧州における工業(企業の)所有権を合理化することが目論まれた。オランダ・ベルギー・フランスにおける1940年春の侵攻に続き，9月にゲーリングはドイツ諸銀行に対し，被占領国外国人資産をドイツ管理下へ移す交渉をするよう指示した。ジェイムズに言わせると，これはドイツの銀行に産業再編機能を復活させ，国家支配下で産業帝国を再構築するためであった。(100)

この結果1941年までにオランダだけでも，

6,500万RMの外国資本持分が「民間企業間交渉で」取得されている。この速度は予想外であり，同年4月にライヒ経済省が政府主導の買取りと調整させる必要を生じさせるほどだった。

また今や東欧においてSS及びヘルマン・ゲーリング帝国工場と親密な関係を持つBUBは，この再編過程で最適な代理業者となった。西欧の株主からチェコとポーランドの工場―ヴィツコヴィッツ鉱山（Witkowitz Bergbau），アイゼンヒュッテン会社（Eisenhüttengesellschaft）等の企業と銀行を買取った。ただこれらの商取引は，まったくドイツの軍事規律から生じたものであることをジェイムズは強調している。ポーレが行った具体例が紹介されているが，それらついては省略する。

このようにして政府ないし西欧占領下の公的機関により取得された中・東欧の株式の一部は，賠償勘定から支払われた。またドイツ当局の手に落ちたフランス・ベルギー証券の販売によって賄われた。後者には，占領欧州のユダヤ人から奪った証券も含まれ，その重要部分はオランダものであった。そこでは占領地域ライヒ委員が発令した1941年の指令141にもとづき株式取得が行なわれ，それを占領軍政府へ転送する作業が，かつてのユダヤ系のリップマン・ローゼンタール（Lippmann Rosenthal）により行われた。この作業は秘密裏に遂行するよう指令され，ドイチェバンクではなくBUBを経由して遂行された。(101)

このようにヘルマン・ゲーリング帝国工場と密接な関係を持ったのがBUBであった。その役員のポーレは買収したチェコ緒企業の監査役会長に着いた。これらの会社では，政治が経営に恐怖をもたらし，BUB自体も政治の干渉にさらされることになった。最初にナチ党とゲシュタポが敵視したのは，ヨーゼフ・クレープス（Joseph Krebs）であった。彼はフリーメーソン支部のメンバーであり，政治的不信の目を向けられていた。BUBは1941年にプラハの保安局（the security service, Sicherheitsdienst）に，この自行役員を擁護すべく手紙で訴えていた。また同年4月ドイチェバンクのレーズラーも，クレープス保護を訴える書信をマックス・ローデ（Max Rohde）宛てに出していた。さらにドイチェバンク人事担当者で党員のカール・リッター・フォン・ハルト（Karl Ritter von Halt）に相談し，クレープスにゲシュタポとの衝突を避け，行動を自重するよう話をしていた。というのは，レーズラーはクレープスへの攻撃が銀行の他役員，特にポーレへ波及することを恐れたからだった。

これらの努力にも拘わらず，総力戦の要請に合わせるために取られたドイツ経済再編の一環として，ポーレの影響力は1942年に削がれてしまった。彼は就任を要請されたベルクヒュッテとヘルマン・ゲーリング帝国工場間の問題で経済省と衝突した。また四ヵ年計画のハンス・カール（Hans Kehrl）からは，彼の性格自体を含め疑問視された。このためベルグヒュッテの監査役から退かざるを得なくなった。その後を引受けたのは当初ハンス・アードルフ・フォン・モルトケ（Hans Adolf von Moltoke）大使であり，彼の死後は元ライヒス・バンク役員のカール・ブレッシング（Karl Blessing）に引継がれた。(102)

民間資本は東欧諸国の資産を取得するため，国家コンツェルンと競争することもあった。両者は同種の商品，特に軍需品を生産していたからであった。当初は双方の間で交渉も行われた。しかし1941年以降ゲーリングの政治的役割に攻撃がかけられ，そのナチ党内での重要性は低下した。こんため民間資本はさらに伸張することになった。工業コングロマリットであるヘルマン・ゲーリング帝国工場の終焉は，軍事的展開の結果もたらされた。この会社は金融負債を最小に抑えるため株式

保有を利用していたが，1944年秋までにコンツェルン関連会社の負債を保証することを拒否し，ソヴィエト軍の手に落ちた。

ところでBUBの株式取得は中欧の資産にとどまらず，ハンガリーのユダヤ人資産にも及んだ。ユーゴスラヴィアではザグレブのバンクフェライン（Bankverein AG, Zagreb）とセルビエン・バンクフェライン（Bankverein für Serbien AG）に対する株式保有を行った。そしてドイチェバンクと東南欧州銀行システムとの関係は，ウィーンのクレディアンシュタルト・バンクフェラインとの株式交換と監査役派遣関係を通して固められた。

またBUBが行った投資銀行業務は，国家とSSの政策の手で遂行された。彼らは資産転送を規則的に遂行するのに適した金融機関を探し出した。ただし国家支配下の戦時経済はすべて社会化されたわけではなく，いくつかの民間コンツェルンも同じ方法を取っていたことを，ジェイムズは指摘している。

なおドイツの敗戦が濃厚となったとき，このボヘミアの銀行はドイチェバンクのベルリン経営本部にとって厄介な存在となった。ベルリンの銀行自体が1938から1939年にかけて拡張のピークに達し，出口を見つけられなくなっていた。ジェイムズは，ドイチェバンク役員でBUBの監査役会議長を務めたレーズラーが1943年に書いたメモを紹介している。BUBの業務の質が悪く，「アーリア化」の成果に混乱をもたらしたこと。また必要な経営者を見出せし得ないこと。ただし，その瞬間にこそ銀行は収益を出し始めていたのであった。(103)

・ブラチスラヴァ・ウニオンバンク

1939年のはじめにドイチェバンクはライヒ経済省に対し，ブラチスラヴァ支店を買取ることを提案した。対象となったのは割引・国民経済銀行（Escompte- und Volkswirtschaftliche Bank）であり，ドレスナーバンクが一般商業・信用銀行（Allgemeine Handels- und Creditbank）を対象としたのと同様であった。スロヴァキア当局は当初チェコの影響力を恐れ警戒したが，1939年12月になるとBUBのブラチスラヴァ支店を「ドイツ型金融機関」へ改変することに協力した。こうして1940年10月にこの支店はブラチスラヴァ・ウニオンバンクとして分離させられ他の銀行支店を買収して，スロヴァキアと独経済との橋渡しをする独自の支店網を形成した。

その業務はプラハバンク（Prague bank）と同様で，最大の収益はスロヴァキア諸会社をドイツ企業へ売却することで得られた。またスロヴァキアにおける「アーリア化」はチェコにおいて行われた仕方とは違うやり方で遂行された。ドイツ人が占めていた銀行役員会は，信用保証にユダヤ人経営者の負債が含まれていたことを記している。しかし不良債権の規模はBUBよりも小さく，「アーリア化」による再生に伴う収益の崩壊は発生しなかった。ユダヤ人預金の多くは，ヨゼフ・ティソ傀儡政権国家（Jozef Tiso' puppet state）下の郵貯制度に転送され，国家またはドイツ警察が人種的迫害の報酬を刈り取っていた。(104)

・ベーミシェ・ウニオンバンクの清算

戦争終結時BUBはほぼすべての資産と寄託証券をドイツへ転送した。1945年3月13日に銀行の自己勘定1500万RMのドイツ短期国債（TB, Schatzwechsel）と顧客が混蔵寄託していた3500万RMの短期国債がドイチェバンクのヒルデスハイム支店へ送られた。その他約125万RMの他の資産がデュッセルドルフ支店へ送られた。これらの短期国債は，1948年の通貨改革時の旧ライヒ関係機関の清算に伴い価値を喪失した。ただし1956年にノルトライン・ヴェストファーレン州の経済省は，転送分の1500万RMがBUB保有ライヒスマルク勘定に「残存している」ことを驚きとともに紹介している。(105)

1958年に旧ドイチェバンクの後継銀行で

あったドイチェバンク・ベルリンは，新ドイツ銀行法務部に対してBUB証券の完全目録を提出した（1949年時点で西ベルリンに置かれた「ドイチェバンクの後継機関ベルリン・ディスコント・バンクへ転送された資産」)。この記録は，その多くがユダヤ人であった特定顧客へ所属していたことが特定される特別リストを含んでいた。また価値がなくなった有価証券や判別不明の証券もあったという。

BUBの資産は，法廷訴訟が終結した後ドイツ連邦共和国（当時西ドイツ）へ持ち込まれ，かつてのBUB従業員(西側)の年金支払いへ当てられた。しかしかつての預金者へは支払われなかった。またジェイムズは，BUBの戦時責任者のポーレがチェコの収容所で餓死していたことを紹介している。(胃の切除の結果生じた「消化シンドローム」から来る病理学的過食と収容所での貧弱な食事によるもの。)[106]

チェコ政府は1945年10月24日指令で賠償請求を行わずに,同月27日に発効する拙速な国有化処置を取った。ドイツがこの銀行資産を3月にドイツへ移転したとはいえ，これは ── 銀行に残ったチェコ人スタッフが指摘した如く ── 馬鹿げたイデオロギー的動機による処置であった。また同行の破産を意味する以外の何ものでもなく，資産請求による回復を不可能としてしまった。1945年の清算目録では，請求額は以下の通りであった。オランダ1,827.20 HFL, USA 88,895.91＄，ブリテン29,862.19£，スイス196,047.20 CHF,フランス5,439,306.400F。他にベルギー，カナダ，ノルウェー，スウェーデン，ユーゴスラビアに小額が残されていた。チェコ政府の拙速な政策で，請求できず返還が困難となった資産には，ナチの犠牲者であるユダヤ人のものと収奪を受けたチェコ人のものが含まれていた。

さらにチェコ政府は1990年代にはドイツ占領時に銀行が置かれた状況にも関心を持たなかった。またこのジェイムズの著作が執筆されていた2000年7月の時点で,チェコ政府が任命した歴史委員会も彼が分析に使用した湿気と黴だらけの財務省ファイルにアクセスしていなかった。

最後にここでのジェイムズの結論を見ておく。BUBの乗っ取りはドイチェバンクが行った機械的な，また最も直接的な戦時収奪であった。このように銀行は，チェコ経済を第三帝国経済へ強制転換させるための必要不可欠な機関であったと整理している。[107]

③ドイチェバンクとポーランドのクレディアンシュタルト

シュレージエンを除くとポーランドはドイツ軍事計画上重要ではなく，軍需産業はチェコのように銀行を必要としなかった。ドイチェバンクとドレスナーバンクは戦間期に1922年のジュネーブ条約に沿ってカトビツェに支店を維持していた。しかし後者は1937年の条約失効後その支店を閉鎖していた。ドイツ当局は前者にも同じ対応を要請し，ドイチェバンクの側でもそう考えていた。しかしポーランド当局がシュレージエン重工業向け融資の継続を要請したため，最大支店として存続していた。

さらに1939年のドイツの侵攻と東部領域占領後，ドイチェバンクは同国銀行業の清算を見越した経済機会と捉えていた。こんため新たに三つの副支店をビーリッツ（Bieritz, Bielsko-Biała)，テシェン(Teschen, Tecin)，オーダーベルク（Oderberg, Nový Bohumin）に開設している。この目的は何か。また何故早急に設置されたのか，ジェイムズは自問自答している。「ドイツ当局の主要な関心は金融資産―金，銀，有価証券，外貨及びポーランドとチェコの通貨―を掌握するためであった。」[108]

ただしこの事業は民間銀行だけの仕事ではなく，ドイツ当局の機関である外為調査局

(Foreign-Exchange Tracing and Search Department, Devisenfahndungsamt)が関わっていた。ジェイムズは上部シュレージエン工業地帯を訪問したその関係者の記述を紹介している。それによるとポーランドの銀行所有者と経営者は銀行を閉鎖し，取引を記録した台帳と動産を持ってポーランド他地域へ逃亡したこと，またオルサ(Ol'sa)地域の富裕なユダヤ人は資産を携えてクラクフへ逃げたものの，同地の占領が急激であったためそれ以外の他地域へは逃れられない状況にあると。(109)

ところでドイツが占領した東部領域は，次の四つに分割されてドイツに統合された。①ツィヘナウ(Zichenau)の政府設置北部地域，②ダンツィヒと西プロシアの帝国大管区，③シュレージエンの工業地域，④工業都市ウッチ(Łodź—後 Litzmannstadt リツマンシュタットと改名)を含むポーゼン(Posen—後ワルテラント Wartheland と改名)大管区。ドイツの各銀行は新たに得られた領域での業務を拡張しようと競い合っていた。ドイチェバンクはワルシャワ支店開設を目論んだが，行内には反対論もありすぐには実行できなかった。またライヒ経済省がドイツ当局の影響力保持のためポーランド諸銀行を擁護したため，このような強引な業務のやり方にドイツの銀行は不満を持った。またウッチにおけるドレスナーバンクの行動には他の銀行がそろって文句をつけていた。

ドイチェバンクはライヒ経済省と何度かやりあっていたが，この領域の工業再編を担当した主力行政機関であった東部信託財産管理センター(Central Office for the East (HTO), Haupttreuhandsstelle Ost)職員への足がかりをつけることを試みた。そして1941年までにこの戦略は成功を収め，このセンターのすべての職員を同行から送り込んだ。

HTOは押収した多くの会社を管理し，そのいくつかは維持・管理を任された管財人に売却された。彼らはその購入資金を銀行融資に頼っていた。例えばドイチェバンクのカトビツェ支店は次のような産業会社に関わった。ビーリッツの石油工場，マーガリン製造工場，製粉工場，食品会社等。またアウシュヴィッツのIGファルベンとSSのために仕事をしていたヴァルツェンミューレ・ダレツマン商会(Walzenmühle Dalezman & Co.)買収にも融資していた。購入者リストには軍人も含まれていて，彼らが戦利品代わりにそれを受け取っていたケースをジェイムズは紹介している。このように東部の新銀行支店は軍部の要請から逃れることができず，また国家が特定プロジェクトに対する補償を決めた場合には融資を断ることはできなくなっていた，とジェイムズは整理している。(110)

ドイチェバンクはウッチとクラクフにも主力支店事務所を設置した。さらに1940年4月にはフィッシュベックに主導されて，クラクフ支店をクレディアンシュタルトへ移管した。ドイチェバンクは，他の支店設置やクレディアンシュタルトへのその割譲を検討していた。しかしドイツ当局の帝国大管区は同行が占領一般政府(ワルシャワ)の置かれた地域へ進出することを嫌い，支店設置はクラクフに留めるべきであると表明した。このため同行にとって同地への進出が最重要課題となり，1940年末にワルシャワ支店設置の可能性についてクレディアンシュタルトと議論を重ねた。

1942年4月にドイチェバンク役員のヨハネス・キール(Johannes Kiehl)が，ポーランド最大のハンドロウィ銀行(the Bank Handlowy(ワルシャワ商業銀行 Warsaw Bank of Commerce))の買収提案を行った。この銀行は2500万ズロティ(zlotys)の資本金を持ち，外国所有者を数多く抱えていた(ロンドンの海外銀行，イタリアの商業銀行，ブリュッセルの銀行等)。さらに戦時下のポーラ

ンドでIBM等の外国企業との取引を多く持っていた。しかも戦争勃発時には，その預金の約半分はポーランド・ユダヤ人のものであった。

1945年にハンドロウィ銀行の経済幹部代表者スタニストウ•ワコヴィアク（Stanisław Wachowiak）がドイツとの交渉結果を報告していて，これをジェイムズが紹介している。それによるとドイチェバンクとポーランド銀行業界との確執は1942年に始まった。クラクフの銀行監督官とライヒスバンク役員を兼ね，かつポーランド発券銀行役員でもあったフリッツ・ペルシュ（Fritz Persch）がワコヴィアクに，経済大臣フンクがポーランドの銀行とドイツの銀行合併の最終提案を持出したことを話した。ワコヴィアクは自分も銀行幹部も辞職すると考えていた。また42年5月にドイチェバンクのベクトフが来て話した時は，ドイチェバンクも同じく合併に反対であり，オブザーバー派遣に留めるとしていた。ワコヴィアクはその後クラクフにペルシュを訪問し，ドイツの銀行家の訪問の意図と異なる見解を表明した。すなわち，ワルシャワではドイツの銀行の活動が緊急のものとなり，金融機関が完全に排除されることを恐れていると。

一方10月8日から10日に行われたこの訪問の直前に，HTOと一般政府とライヒ財務省の三者間で，ライヒから一般政府へ資本持分を移動することについての交渉が行われた。新聞報道では，両者間の資本統合に関する問題を明らかにすることであった。そしてこの議論は一連の協定となって終結し，1943年にポーランド銀行の清算に関する四つの法令が準備された。しかしこれは戦況変化により公表されることはなかったという[(111)]。

1943年8月になると，ドレスナーバンクもハンドロウィバンクへの影響力拡張の食指を伸ばし始めた。このためドイチェバンクは引き続きこの銀行を保護する声明を出さざるを得なくなった。そもそもライヒスバンクとポーランド発券銀行は，クレディアンシュタルトとドイチェバンクが同じ都市でともに支店を持つことに乗り気でなかった。

ところでクラクフのクレデュアンシュタルトは，その間収益性のある業務に従事していた。信託管理局の下で流動性を低下させる程貸出を拡張し，企業買収を行っていた。1940年9月24日の指令でポーランド国家財産は信託管理局の管轄とされた。個人資産は押収されるか，所有者不明の場合には接収されていた。このようにして1942年までに3,296社が管理され，その内訳は1,659社が工業会社，1,036社が流通•手工業企業であった。その一部は売却を準備していた。

またこの銀行は強制収容所の収容関係者から資金転送を行っていた。クラクフ銀行が収容所での大量死（the massive mortality）を知っていたことは確かであると，ジェイムズは「プロフィル（Profil）」に掲載されたベルトラント•ペルツ（Bertrand Perz）へのインタビュー記事（1998年9月14日）を用いて述べている。また同行は押収されたユダヤ人資産を取り扱う信託管理局の口座を管理していた[(112)]。またクラクフとルヴォブ（Luvov）支店から得られたクレディアンシュタルトの利益の半分は，通貨管理統制により「旧帝国」（ドイツ―山口）へ転送された。

しかし同行の貸出リスクは増加し，同行役員ヴァルター・トゥロン（Walter Tron）はドイチェバンクと交渉し，クレディトアンシュタルトの支店を分離する提案を銀行監督当局に行った。このポーランド地域銀行を創出するという議論は，ドイツ軍が完全退却をする1944年3月まで続けられた。そして同年5月にクラクフ・クレディアンシュタルト株式会社が設置された。トゥロンが監査役会長となり，ドイチェバンクから一人役員が入った。しかしこの銀行がワルシャワバンクを買収することはなかった。

1944年にはいくつかの重要口座が閉鎖された。7月27日にSS経済局は「帝国指導者SS」口座の預金(800万ズロティ(400万RM))を，帝国指導者が大口座(7,900万ズロティ)を設定していたコメルツィアルバンク(Kommerzialbank((ドレスナーバンク・クラクフ支店))へ転送し，その引出しを試みた。その責任者はSS連隊指導者のエーリッヒ・シェリン(Erich Schellin)であった。銀行口座総額8,700万ズロティは，大量殺戮によって彼が捕獲した1億100万ズロティに匹敵するものであったが，ジェイムズはこれが単なる算術上の一致以上のことを物語るのではないかと驚きを表明している。銀行役員の抗議により，実際にはSSは3000万ズロティしか引出せなかった。9月までにクラクフ・クレディアンシュタルトの業務はブレスラウ(Breslau)へ移動したが，これはコメルツィアルバンクのライプツィヒ移動に伴うものであった。この移動により，記録のほぼ大半は探し出すことができなくなってしまった。「この結果銀行の行動記録とポーランド人と欧州ユダヤ人の集団虐殺を含めた，ポーランド人迫害と収奪に関わる経済的詳細の重要部分はいまだに失われてしまっている」とジェイムズは述べている。(113)

ドイチェバンクとクレディトアンシュタルトはポーランド経済の主要機関を，チェコにおいてのように金融的に支配することはなかった。しかし占領政府により先導されて，ポーランド人を犠牲にした相対的には規模は小さいが収益の上がるサイドビジネスに従事していた。この点を強調してジェイムズはこの章を閉じている。

(7) その他の問題

①ユダヤ人所有の銀行口座

ジェイムズはドイツ国家と諸銀行によるユダヤ人所有口座の犯罪的折扱いの目的を，1937年に始まったドイツ経済からのユダヤ人の締め出しにあったとみている。またその一つの動機はユダヤ人の富をナチ国家目的に合わせて，可能な限り引き出すことであったとしている。そしてそれはいくつかの段階を経ている。

そもそも1937年末まではどの銀行顧客が1935年ニュルンベルク法でいうユダヤ人であるのか,知るための方法も存在しなかった。ただしいくつかの規制はあり，それは「国外移住者の封鎖口座(blocked accounts, Auswanderersperrkonten)」と移住計画を持つと当局が判断した場合に適用され1938年後半によく使われた，「資産(保全)指令 security oder, Sicherungsanordnung」であった。

しかし1938年4月26日付指令はドイツのユダヤ人に対し国内外資産の登録を義務付け，それに違反した場合に罰金を要求した。さらに同年11月9・10日のポグロム後に強制徴税を課した。また帝国脱出税(Reichfluchtsteuer)という収奪的高率課税をかけた。さらに12月12日に口座閉鎖を強めるため，一外為銀行に一口座を5日以内に設定することを要求した。(使用制限付資産口座 beschräkt verfügbares Sicherungskonto)(114)

1939年にライヒ・ユダヤ協会(Reichsvereinigung der Juden in Deutschland)が設置され，ますます多く資金がここへ支払われるようになった。これは迫害を受けたユダヤ人にとっては，支配され貧困に陥らないための重要な自衛機構となった。ただしこの協会はゲシュタポに管理され，自らの迫害と行政執行のため支払わなければならなかった資金の経路ともなった。また1938年12月12日には新たな立法，ドイツ経済からのユダヤ人排斥指令(the Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben)が出された。これでドイチェバンク・ベルリン事務所は，一般ユダヤ人顧客の口座使用の凍結を打ち出した。これに1938年12月には強制徴税と国外移住税支払いのためユ

ダヤ人が所有する有価証券売却の指令が加わる。そしてライヒ関連銀行グループがユダヤ人有価証券の販売を担当することを決めた。その上で銀行が注意深く管理し，また証券取引所当局が市場での価格下落を避けながら膨大な証券を売却した。(具体例は原稿枚数制限のため省略する。)

1940・41年になると個別的収奪が，ナチ独裁制のもとでの特別立法という正当性を疑われるような方法で行われた。ユダヤ人組織への貢献という名目を装って，ゲシュタポとSS保安局への支払いがなされた。具体的には1941年8月21日にすべてのユダヤ人コミュニティは不動産目録を作成することをユダヤ協会により指示された。個別地域では資産押収・ユダヤ人追放という直接行動も始まり，これらは国民・国家保護指令（国会放火事件後の緊急指令）にもとづき正当化された。

そして包括的で完全な収奪は，1941年11月25日の市民法（Verordnung zum Reichsbürgergesetz）に関連した第11号指令によりもたらされた。これで国外に居住する全ユダヤ人は市民権を喪失され，またドイツを出ようとするユダヤ人にも適用された。この結果国籍を失ったユダヤ人所有ドイツ株はプロイセン邦立銀行（Seehandlung）が，他の証券はライヒスバンク・証券局が所有することになった。

しかしこのような指令にもとづく対応は，民間銀行にとっては非常に複雑に作用したことをジェイムズが紹介している。追放されたにもかかわらず，いまだアウシュヴィッツのようにドイツ併合領域内にとどまっている場合等，個別銀行では判断が下せない事例をコメルツバンク・ビーレフェルト支店の文書にもとづき紹介している[(115)]。民間銀行グループは指令実行の仲介機関として，またメンバー間の情報・経験交流センターとして活動した。しかし指令の解釈をめぐって民間銀行間で議論がなされたが，必ずしも見解が一致しなかった場合もあったこと，ただし保安警察の責任者が口座譲渡を確認し指示文書を出した後では一致して財務長官（Oberfinanzpräsident）へ資産転送したことを，ジェイムズは付け加えている。

ジェイムズは，このような混乱や複雑性がなぜ生じたかについて考察している。それによると，指令を完全に合法的にしようとするとそれに反して非合法的となり，無限に矛盾を生み出したためだった。すべての所有収奪は国家に対し絶対的非正当性を与え，人間存在を法律上否定してしまう。事態の複雑化は絶えず新たな指令を必要とさせ，ドイツ支配領域内ユダヤ人の絶対的運命を明示させた。その証拠として第13号指令では次のように記されていた。「ユダヤ人死亡後に，その資産はライヒへ割譲される」[(116)]と。

このことは戦後の賠償請求時の問題に関わってくる。まずジェイムズは次の問題を提出している。国家ができるだけ完璧にユダヤ人財産の掌握を試みた状況において「相続人無き」資産，口座があったのだろうかと。これは1990年代にスイス各銀行がこの口座を正当化しようとして問題が大きくなったことと同様の問題であると。そしてその答えは以下のようである。単純な答えは「イエス」であるが，規模は大きくはない。第11号指令は込み入っていて，すべての口座が転送されたのではなかったと。

その一例として，ドイチェバンク・マンハイム支店に口座を開いていたプァルツ，ベッヒンゲンのエマK.（Emma K.）の場合を紹介する。彼女はバイエルンの農場入植エージェンシーへ土地売却を余儀なくされ，4,000 RMを受け取った。1,600 RMの資産譲渡税を取られ，その後フランクフルトの知人宅に短期滞在の後テレージエンシュタットへ移送された。フランクフルト・ユダヤ協会には1942年初めに口座の残額から1,800 RMを払っていた。10月6日マンハイム支店がユダヤ協会へ

次のことを書き送っていた。8月26日にフランクフルトの為替機関，財務長官がこの口座所有者の資産は転送済みと。10月26日に銀行は他の照会状を出し，財務局事務所の9月26日付の手紙では「無効となっている」この口座を転送することについて，ゲシュタポの認可を求めるためユダヤ協会へ問い合わせをしている。しかし回答はなく督促状を送った。10月9日に経済グループは新たな回覧文書を出した。「ユダヤ人のライヒ領域内での強制移送はテレージエンシュタットである」と。このような個人の口座は第11号指令では規定されていず，口座名は「テレージエンシュタットへの移住口座」と記された。1943年末エマK.嬢の口座には797 RMが残り（1945年末790 RM），口座住所は「一時的に，銀行事務所気付けテレージエンシュタット（currently Theresienstadt c/o Secretariat of Bank, jetzt Theresienstadt z. Hd. Sekretariat im Hause）とされた。1948年の通貨改革後，この口座はドイツマルク（DM）へ転換された。この転換は所有者が国外であったため，本人申請なしに銀行により行われた。最終的には1950年7月19日の申請の1週間後に，50 DMが集合口座に振り込まれた。

最後に戦後の状況にも触れられている。補償については連合国賠償法と1955年の連邦裁判所の決定により取り決められた。ナチ犠牲者の資産は報告を義務付けられ，ユダヤ人補償継続機関へ転送された。また預金・証券口座を保有する銀行は補償請求手続きをしなくても所有者または相続者に口座資金を返還することを義務付けられた。ドイチェバンクは通貨改革で交換されなかった多くの口座を持っていたが，大規模口座は国家へ支払われた。100 DM以下の口座は損益計算書へ記帳された。1970年までに相続人なき口座は存在しないことになった。

ナチは認定されたすべてのユダヤ人資産を掌握しようとしたが，一部に行政管理の網にかからず，1945年以降も問題として残されている口座もある。これはスイスの状況と比べると小規模であるかもしれないが，ジェイムズは口座の問題としてだけでは済まされないと述べてこの章を終えている。[117]

②ドイチェバンクの収益状況

ジェイムズはまずドイチェバンクの1938年の折れ線グラフ―1926年から1944年までの同行の利子・手数料・営業収益・減価償却の動向を表す―を紹介する。このグラフは1938年に準備された貸借対照表の資料から見つけられた。資料自体は同行の歴史文書館ではなく監査部門（Control Department）で発見された。同部門がこれを見つけ出し，その存在をポール教授と歴史研究所へ知らせた。それはまさにシュタインバークの金現送レポートの基礎となる「ナチ金塊」論争の最中であった。またジェイムズはドイチェバンク歴史文書館の諸資料から，ドイチェバンクの収益を1～3％とみている。

なお「アーリア化」による収益を特別リスト化したことは，通常収益と異なる特別で特殊な収益であると考える立場での認識を反映している。この資料は銀行の税務貸借対照表として準備されたため，財務省，ゲーリング4ヵ年計画委員会及び税務当局向けに銀行は「過剰」で「異常」な収益を得ていないことを訴える意図を持っていたと結論付けてもおかしくはない。またこのような解釈は利益を過小評価してみせる意図で作成されたとも考えられた。ドレスナーバンクも同様の財務的理由で「アーリア化」収益の評価を行っていた。同行は移住前のユダヤ人閉鎖口座の管理で得られた収入を含む拡大された「アーリア化」収益概念を使っていた。

ジェイムズはドイチェバンクの1938年資料の公刊されなかった付録3の資料からさらに細かな「アーリア化」収益の検討を行った上，これを連邦文書館資料にあるドレスナー

バンク内部勘定と比較し次の結論に至った。「ドレスナーバンクはドイチェバンク以上に巨額の収益を『アーリア化』で計上した。この成果は体制とのより親密な接触を物語る」と。[118]

さらに貸借対照表に載っていない収入もあった。ユダヤ人株式の公衆向け販売時の株式評価益である。またドイチェバンク自体ではなく，関係金融機関，特にBUBの口座に占領欧州での迫害と収奪による最大収益が表示されていた。ドイチェバンクはこの銀行へ資本参加しその果実を得ていた。特にポーレのような野心的な銀行経営者が，チェコの銀行を欧州経済再編の中心部隊にすることを望んでいた。プラハの銀行は，ベルリンの銀行が問題ありと考え手を染めなかったことまで実行していた，という批判も紹介されている。

なおドイチェバンクが「アーリア化」でまったく収益を出せなかったＡ＆Ｏの事例もあった。しかし同行は収奪と窃盗の連鎖の中の強力な一要因であったとジェイムズはみなしている。

とは言え以上の計算は「アーリア化」の核心的要素を見ていないことを，ジェイムズは強調する。ユダヤ人は資産売却を強制され押し付けられたのであった。犠牲者は統計家の評価により資金を返却されるとは考えてもみなかったであろう。これは19939年代に株式市場での評価で「公正な」価格が支払われたとか，1950年代の西ドイツ裁判所が追加額支払いと株式譲渡を命じたかの理由である。（フベルタスとサラマンダーの事例）1950年代に評価され，受け取られた額は，もし補償処置が取られずまた見直しがなされなかった場合には，今日から見ると明らかに過少である。ウォーバークの場合の解決方法をモデルとしたヒルシュラントの事例にみられる最も公平な解決は，固定額の支払いではなく資本参加による補償を含んでいた。

最後にジェイムズは，「アーリア化」関連での銀行の関与を具現化する三つの方法を取り上げている。ただしそれぞれが満足のいくものではないと断っている。

第一の方法はミヒァエル・ヘップ（Michael Hepp）によるものである。ドイツと占領諸国のユダヤ人資産評価をし，「アーリア化」に関与した銀行の全業務割合を導き出す方法である。これは全企業が清算され資産転送されたのではなく，また銀行業務のすべての面でこれに関わった訳でないことからは，障害にぶつかる。また党が大銀行を締め出すようにしていたし，また小規模企業ではこれが成功していた。なおジェイムズは，ドイツにおけるユダヤ人の富の合計量を評価する諸研究者の成果を紹介している。ラウル・ヒルベルク（Raul Hilberg）が1933年には110～120億RM，またドイツの記録を用いて1938年にはオーストリアを含め85億3,100万RMと評価していること。ヘレン・ユンツ（Helen Junz）が最近のユダヤ人資産の研究にもとずき富の52.5%が金融資産であったと評価していること。しかしこれらの評価からもドイチェバンクのシェアがどれだけだったのかは不明であることなど。

第二の方法はドイチェバンクをはじめ各銀行の１回限りの取引収益を評価した国際的な資料を見ることである。このために公刊され税務を目的とした記録はないが，収益についての慎重で控えめな表示が無いわけではない。

第三の方法は公表された収益と「アーリア化」が頂点に達した1938年の利潤上昇を探る手段である。しかしこの方法は党と国家当局が金融資本とその収益性に徐々に関わった時点から，控えめな収益を増幅させる可能性を含んでいる。

このようにすべての方法は限界を持つことは明白であるが，それは責任と補償の総合的な評価に達することを妨げるものではないことを，ジェイムズは強調する。[119]

(8) ジェイムズの結論

ジェイムズの結論をまとめた第9章は「多面的考察結果(Some Including Reflections)」となっている。また7ページに渡る内容は，八つからなるテーゼとして表した前半部分と感想を含めた歴史考察の後半に分かれている。まず前者について以下で紹介する。(120)

1．「アーリア化」はどの一つの事例を取っても，これが典型的であるとは言えない。多様な手段がユダヤ人の経済生活を消滅させるために使用された。
2．特にナチ体制初期には多様な方法が，銀行本店の指示ではなく地方支店により取られていた。時には党の地方事務所や官僚の圧力によるものであり，時には新体制へ取り入るために支店経営者が急いだ場合もあった。
3．独裁制と政策上の圧力にドイチェバンク意思決定者が妥協した大規模な事例も合った。(ウルシュタインの事例)
4．資産転送は銀行に次に挙げる多くのインパクトを与えた。①銀行顧客の喪失，②売却手数料の獲得，③清算と売却後，ユダヤ人口座が増加，④「アーリア化」企業の上場，⑤為替管理下の国外資金転送，⑥不動産融資，⑦ユダヤ人資産購入資金の貸付。これらの業務うちのいくつかは損失を出したが，収益をあげた場合もあった。ただし多くのユダヤ人が居住した地域(フランクフルト・アム・マインやマンハイム)では，銀行経営者が業務喪失を心配していた。
5．複数国境を越える資産転送の取引が1938年のドイツ侵攻と軍事占領後増加した。
6．「アーリア化」は次のように時期区分される。①中央指導がない段階(1933-1937年)，②国家が目的として定めた段階(1937-1939年)，③以前のドイツ領域外で始められた段階(1938年以降)。
7．国家への服従を含む銀行の経営動機が，個別ユダヤ人業者と非ユダヤ人経営者の助けとなったこともあった。
8．1945年以降，銀行とその後継機関は以下の経営動機を加えた。①被占領国当局の賠償請求の尊重，②迫害犠牲者のうち現存する顧客，及びかつての顧客とこれからそう認められる顧客を保護すること。

次に後半部分の歴史考察では，組織と個人行動との関係に焦点を置き判断を下している。まず体制とのビジネス関係を利潤動機を中心に説明する主張は，不適切であると退けている。それについて二人の役員の考えを紹介する。一つは「利潤は善であるが，全てではありません。人間は息をするために生きているのではないように，利潤目的のみでビジネスをするのでもありません」というアプスの言葉。また「ドイツで生活する全ユダヤ人種の経済的・精神的破壊」を標榜した1933年当時の監査役会長ゲオルグ・ゾルムッセン(Georg Solmssenn)の発想である。(121) なお利潤を出していたにせよそれは過度なものではなく，反資本主義・反金融資本のイデオロギーを持つ体制自体が制限していた。他方利潤動機はなかった，という事実も銀行の行動を正当化するものではない。それは信頼関係を根本から害し，勝手気ままな支配力を拡大した取引は自らの信用を失墜させた。また伝統的な意思決定を制御出来なかったこと自体，自らに害悪を与えるものだったと見ている。

またジェイムズはこの分野における銀行行動を理解する一つの方法として，市場経済の崩壊に関わる問題を取り上げている。経済的市場競争に代えて銀行自らの発想と論理の上で機能した「政治市場」における影響力の大きさである。すなわちドイチェバンクとドレスナーバンクは利潤ではなく，影響力拡大を目指していたと見る見方である。そしてドイチェバンクでいうと，この政治市場力学は，特にオーストリアとチェコスロヴァキアで生じたとする。他には銀行が将来の平時復帰後に備えて行動したと主張するニール・グレ

ゴール（Neil Gregor）の議論との関連では，ジェイムズは，次のことを対置して注意の喚起を促している。「最も攻撃的で血なまぐさい戦略に関わった領域は，戦後ドイツ経済の復興地域に入りえなかった領域，ドイチェバンクに関しては，チェコであった」と。[(122)]

また1930年代の環境下で腐敗した会社機能を掘り下げていけば，以上の会社史を理解できることを強調する。意思決定を下したのは会社を覆いつくした戦略というよりは，会社機構内で機能を果たしていた個人の野望にもとづくものである。またハンス・モムッセン（Hans Mommsen）のような下からの過激な行動もあると。ちなみに「アーリア化」の性質と攻撃性は支店と地域ごとに違いがあることを強調する。

この点でジェイムズは，最も矛盾するように見える人物，アプスについてはどうであったのかという問題を出す。まずアプスは広範な人脈を持っていたことを指摘する。多国籍企業家，ヴァチカン，ドイツ産業界の指導者から，オーストリアとチェコの企業買収と収奪に手を染めた殺し屋，SS，ゲシュタポまで。また一部ではドイツのユダヤ人大富豪の幾人かの手助けをしてもいた。そもそもドイチェバンクの1938年以前の「アーリア化」に関連する特別資産とドイツの他銀行に対する優位性は，その外国との接触にあった。アプスはこの伝統と有利さを継ぎ，銀行の「外交政策」責任者であった。またこれは彼が残忍なチェコの事例に責任を負っていたことを確信させる。すなわちクレディアンシュタルトとBUBの持株を調査し，才覚を持ちながらも破壊的なW.ポーレの後ろ盾となっていた。アプスの究極の権威の下で，BUBはSSとゲシュタポとの共同作業を行った。このような多様な連鎖の中で迫害と破壊に関わっていた。

アプスの行動結果により直接死亡した人物がいたかどうか見定めることは可能なのか，ジェイムズは自問する。そして「人間行動の複雑性は，この問いに対する回答が完璧には行い得ないことを示している。しかし連鎖が最短であったチェコのケースでは解任とポーレの陰謀でBUBの重役が命を失っていた。このことは責任を問い続けている」と答を出している。[(123)]

戦後の返還交渉の中でアプスは様々な装いを取っていた。その本源的問題は，非人道性を日常行動へ転換させる体制下の行動であった。「アプスは自らの行動を特定機関，一つのドイツ大銀行を維持するために正当化してきた。振り返るとそれは善き正当化とは思われない」とこの著作を締めくくっている。[(124)]

5．まとめ

以上でジェイムズの「アーリア化」関連第二著作の紹介を終了する。これはドイチェバンクから依頼されたドイチェバンク史に関する第一著作を発展させたものである。ジェイムズの基本的見解は変わっていないことは本人自らが記述している。ただし序章で見たように，ドイチェバンク歴史検証委員会に加わりドイチェバンク史刊行に携わった執筆者間では，三つについての論点で各自の見解に微妙な相違があるとのことであった。第一に中立国への金塊送金問題，第二に「アーリア化」におけるアプスの個人的役割，第三にドイチェバンクの「アーリア化」から得られた銀行収益の評価という問題である。

これらについてコメントを加えることはここでは当面控えたい。というのはシュタインバークの金現送に関する著作やフランクフルト（J. W. ゲーテ）大学で現代史を担当しているロタル・ガル教授が2004年に刊行したアプスの伝記に関する著作が刊行済みである。またドレスナーバンクがこの時代に関する4巻本の銀行史を2006年に刊行した。[(125)]これらに目を通し考察を加えてから，論評したいと考え

ているからである。

ただしロタル・ガルのアプス伝記に関する著作にのみここで触れておかなければならない。この本の中でガルは2ページに渡ってジェイムズが下したBUBに関するアプス評価に対し反論を加えている。その一部を以下で紹介する。「この点に関してジェイムズは，その大多数がより正確な研究と論拠に耐えられないような議論と証拠に頼っている。わずかの資料に依拠した単なる推測であり，一般的に問題とした訳ではない。---ズデーテンラント，ボヘミア・モラビアに対し責任をおっていたのはアプスではなく，ドイチェバンク取締役会内で外国業務に責任を負っていた役員オズヴァルト・レーズラーであった。このケースでは，アプスは彼の代理人でしかない。[126]」

ちなみにアプス個人記録の資料について，ガルはこの著作のあとがきで次のように述べている。「彼は1945年春ベルリンからハンブルクへ移住後に，自ら個人文書館を整備し管理させていた。そのファイルは彼が死亡した1994年2月5日までに，5000個に上っている。彼はこれを一定期間閲覧禁止とした後歴史研究のため公開することを条件として，ドイチェバンク歴史文書館に委譲している。外部利用が可能となるのは彼の死後20年を経てから（2014年以降―山口）である。ただし同文書館が行う研究プロジェクトに関しては，その期間中でも利用を認めていた。この(ガルの―山口)本はこれらの資料を始めて包括的に分析し，評価を行っている。[127]」

このようにジェイムズとガルの見解は大きく食い違っている。しかしこの点についても今ここで検討することはできない。このためこの問題は筆者の今後の検討課題とせざるを得ない。

この原稿執筆中に，各分野での研究者との交流が進展した。まずスイス経済史・経営史を専門とし，『スイス独立専門委員会報告書』の翻訳を準備している京都大学黒澤隆文准教授と接触が取れ，本稿の3分冊の原稿にも目を通し校正してもらうことができた。また2008年7月28日付で西洋史学を専門とする学習院女子大学の武井綾佳専任講師の次の著作が刊行され，筆者の元へも送られた。『ユダヤ人財産はだれのものか―ホロコーストからパレスチナ問題へ』（白水社）。この第1章では本稿と関連する，ドレスナーバンクを中心とした銀行の「アーリア化」問題が取り上げられていて大いに参考となる。

なおreparation, Sühneleistungの訳語については(1)刊行後に黒澤氏とメールでやり取りをした。また上記の武井氏の著作でも取り上げられ，そちらでは「贖罪弁済税」となっている。筆者は「強制徴税」としたが，これは金融史家久能正男氏のウォーバークに関する論文の訳語を借用した。拙稿(1)で記述しておくべきであった。遅ればせながらこの点を付け加えておきたい。[128]

またSeehandlungの訳語については，東畑精一監修・四宮恭二編『独和経済語辞典』，有斐閣1969年に依拠した。

なお拙稿(3)については独・EUの経済・経営史家の渡辺尚氏に校閲を依頼した。その結果「ジェームス」の日本語表記が「ジェイムズ」であるとの重大な校正を含む指摘を受け，本稿から訂正を加えた。さらにポーランド語とチェコ語の日本語表記については，北大大学院経済学研究科吉野悦男教授と同メディア・コミュニケーション研究院橋本聡准教授の校閲を仰いだ。特に橋本氏には全般に渡って細かな校正をしてもらった。またチェコ企業名・人名については，慶應義塾大学の赤川元章氏からもアドバイスを受けた。

最後にこのテーマで論文を作成することの意義について迷いを持っていたときに，ユダヤ文化研究家で同人誌『ブレーメン館』の主宰者小岸昭氏に強力な後押しをしていただいた。また(2)で緻密な校正をしていただいたア

イワードの担当者を含め以上の諸関係者全員に謝意を表すると同時に，本稿の内容については筆者が責任を負うことをお断りしておく。

［注］

(76) *ibid*., p.141. 及び p.235。第 6 章脚注 46-49。この脚注では，アリツェ・タイホヴァ（Alice Taichova）の英語による一つの著作と論文及びフラチシェク・ヴェンツォフスキー，ズデニェク・インドラ，イジー・ノヴォトニーム，カレル・プールパン，ペトル・ドヴォジャーク（František Venkovský, Zdeněk Jindra, Jiří Novotný, Karel Přilpan, Petr Dvořák）の共著作の文献，またシュタウス（Stauss）から政府首相フリッツ・クレープス（Fritz Krebs）宛のベルリン連邦文書館資料，ドイチェバンクの文書「ドイツ経済領域内のボヘミアとモラビア」（*Böhmen und Mähren im deutschen Wirtschaftsraum* が紹介されている。最後のものには 1938 年の表記に？が付いている。

(77) *ibid*., p.142-143.

(78) *ibid*., p.143. 及び p.235 の第 6 章脚注 53。1941 年 8 月 25 日付モスクワ特別文書館資料 1458-10-64 Reichsprotector to Reichswirtschaftsministerium.

(79) *ibid*., p.144.

(80) *ibid*., p.145-146.

(81) 封鎖マルクについては，ジェイムズは以下のような説明をしている。「本来は，1920 年代の諸信用へのドイツの金融支払いから引き出されたマルク。利子・償還・返済金で，かつ 1931 年の金融恐慌後ドイツの為替管理政策下，封鎖されたもの。他に『移民封鎖マルク（emigrant blocked marks, Auswanderersperrmark）』の類もあり，これは移民の資産が出発時に封鎖されたものである。封鎖マルクは，ドイツでは長期的資本投資に対してだけ利用可能であった。保険プレミアムの支払い，旅行支出，『補足的』と見なされたある種の輸出等。」*ibid*., p.146.

(82) *ibid*., p.147.

(83) *ibid*., p.150.

(84) *ibid*., p.152.

(85) *ibid*., p.153.

(86) *ibid*., p.154

(87) *ibid*., p.156，及び第 6 章脚注 105。

(88) *ibid*., p.157.

(89) *ibid*., p.164.

(90) 以上 *ibid*., p.164-165.

(91) *ibid*., p.167.

(92) a. pp.

(93) *ibid*., p.168.

(94) *ibid*., p.168-169.

(95) *ibid*., p.169.

(96) *ibid*., p.170.

(97) *ibid*., p.171.

(98) *ibid*., p.171-172.

(99) *ibid*., p.173.

(100) *ibid*. p.174.

(101) この点についてジェイムズはチェコ共和国財務省の 1944 年 3 月 1 日付メモ（CFM, 67/1831）を紹介している。「BUB との契約は以下の事実結果のみにおいて可能であった。ドイチェバンクが，チェコのビジネスと特定されぬようにした上で，証券の利も用を可能とする主目的のため，最大の貢献をした。」*ibid*. p.175-176. 及び第 6 章脚注 195，*ibid*. p.240.

(102) *ibid*. p.176-178.

(103) *ibid*. p.179-180.

(104) *ibid*. p.180-181.

(105) *ibid*. p.182. 及び Harold James (übers. von Karl Heinz Siber), *Die Deutsche Bank und die "Arisierung"*, 2001 München, S.182.

(106) *ibid*. p.183.

(107) *ibid*. p.183-184.

(108) *ibid*. p.185.

(109) *ibid*. p.185.

(110) *ibid*. p.186-188.

(111) *ibid*. p.189-191. 第 6 章脚注 248 でこの新聞が Krakauer Zeitung の記事であることがわかる。

(112) *ibid*. p.192-193. 及び第 6 章脚注 253。

(113) *ibid*. p.194.

(114) 毎月の引出額が決められ，他に税金とユダヤ文化コミュニティ及び公認された宗教・社会団体への支払い，合法的また医療上の手数料，領事館と移住用品購入また旧債務のための支払いは許可された。*ibid*. p.197.

(115) *ibid*. p.200.

(116) *ibid*. p.201-202.

(117) *ibid*. p.202-203.

(118) *ibid*. p.206.

(119) *以上* *ibid*. p.207-210.

(120) *ibid*. p.211-212.

(121) *ibid*. p.213. 及び第 9 章脚注 1.2.

(122) *ibid*., p.214.

(123) *ibid*. p.216. なおここではシュタインバークの次のコメントが紹介されている。「このような間接的なリンクが責任の連鎖となっている。銀行家は，業務と社会的相互作用により移動することで，通例殺人現場からは距離を置いている。」Jonathan Steinberg, *The Deutsche Bank and Its Gold Transactions during the Second World War*, Munich 1999, p.72.

(124) Harold James, *The Deutsche Bank and the Nazi Economic War against the Jews-The Expropriation of Jewish-Owned Property*, München2001, p.217.

(125) Lothar Gall, *Der Bankier Hermann Josef Abs*, München 2004, S.71. なおこの本の書評を書いているラルフ・アーレンスは，この問題について次のコメントをしている。「古典的伝記著述の基本に戻ることが大事である。占領欧州でのアプスの行動について解明できるようになるのは，諸外国文書館にある企業とその関連書類が評価された後となる。それまではガルが主張する次のルールが妥当する。『疑わしきは被告人の利益に従う』」。Ralf Ahrens, Buchbesprechung, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, Nr. 1/2005, S. 107. Klaus-Dietmar Henke (Hrsg.), *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, München 2006.

(126) Lothar Gall, *a. a. O.*, S.71.

(127) Lothar Gall, *a. a. O.*, S.440.

(128) 「(資料) マーチャント・バンカー研究―M. M. Warburg & Co. Hamburg の運命」(2) 西南学院大学『経済学論集』第35巻第1号，2000年3月。

[Abstract]

An Introduction to the Literature about Aryanization in the Nazi Era:

The Second Book of Harold James on this Subject (3)

Hironori YAMAGUCHI

Research in the field of Aryanization in Germany has developed rapidly during the past 10 years. Before the integration of West and East Germany, there was little literature published in this field. But after the political climate began changing, particularly from the end of the 1990s, many books about Aryanization have been published. This change resulted from social criticism of Germany, for example, boycotting of German goods and class action suits by Jews in the USA. These movements focused on forced labor in concentration camps and gold transactions to Switzerland during WW II. Harold James is one of several authors who were invited by Deutsche Bank to research and write about such problems, and he has already published three books in this area. This paper introduces his second book, which deals with the Aryanization of Deutsche Bank, and explains his historical viewpoint.

Key words: Aryanization, Jews, Deutsche Bank